

## 平成24年金沢市条例第69号

### 金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例

(平成24年12月17日公布)

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第58条第1項の規定に基づき、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の規制に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義の例による。

(風致地区の種別)

第3条 風致地区の種別は、第1種風致地区、第2種風致地区、第3種風致地区、第4種風致地区及び第5種風致地区とし、その区域は、市長が定める。

(許可を要する行為)

第4条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物の新築、改築、増築又は移転
- (2) 工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新設、改築、増築又は移転
- (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石の類の採取
- (6) 水面の埋立て又は干拓
- (7) 建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の色彩の変更
- (8) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。

- (1) 都市計画事業の施行として行う行為
- (2) 国、県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (4) 建築物の新築、改築又は増築（太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備（以下「太陽光発電設備等」という。）の設置に係るものを除く。）で、新築、改築又は増築に係る建築物若しくはその部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの（新築、改築又は増築後の建築物の高さが、別表(1)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表(2)欄に掲げる高さを超えることとなるものを除く。）
- (5) 建築物の移転（太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。）で、移転に係る建築物の床面積が10平方メートル以下であるもの
- (6) 次に掲げる工作物の新設、改築、増築又は移転

ア 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物の新設、改築、増築又は移転

- イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新設、改築、増築又は移転
- ウ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台の新設、改築、増築又は移転
- エ その他の工作物（太陽光発電設備等を除く。）の新設、改築、増築又は移転で、新設、改築、増築又は移転に係る部分の高さが1.5メートル以下であるもの
- オ その他の工作物（建築物に附属しない太陽光発電設備等に限る。）の新設、改築、増築又は移転で、新設、改築、増築又は移転に係る規則で定める部分の面積の合計が10平方メートル以下であるもの
- (7) 面積が10平方メートル以下の宅地の造成等で、高さが1.5メートルを超える<sup>のり</sup>法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (8) 次に掲げる木竹の伐採
  - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
  - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
  - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
  - エ 仮植した木竹の伐採
  - オ この項の各号及び次条各号に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- (9) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第7号の宅地の造成等と同程度のもの
- (10) 建築物のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のもの<sup>の</sup>色彩の変更（太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。）
- (11) 工作物（建築物に附属する太陽光発電設備等を除く。）のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のもの<sup>の</sup>色彩の変更（太陽光発電設備等<sup>に</sup>あっては、色彩の変更に係る規則で定める部分の面積の合計が10平方メートルを超えるものを除く。）
- (12) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- (13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
  - ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
  - イ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
    - (ア) 建築物の新築、改築、増築又は移転
    - (イ) 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類する工作物以外のもの<sup>の</sup>新設、改築、増築又は移転
    - (ウ) 高さが1.5メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴う宅地の造成等
    - (エ) 高さが5メートルを超える木竹の伐採
    - (オ) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が(ウ)の宅地の造成等と同程度のもの
    - (カ) 建築物等の色彩の変更で第10号又は第11号に該当しないもの
- ウ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による認定電気通信事業（以下「認定電気通信事業」という。）又は放送法（昭和25年法律第132号）による有線一般放送（ラジオ放送の共同聴取業務に限る。以下「有線一般放送」という。）の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）のうち、高さが15メートル以下であるもの<sup>の</sup>新設（有線一般放送の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転
- エ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

- (ア) 建築物の新築、改築、増築又は移転
  - (イ) 用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
  - (ウ) 宅地の造成又は土地の開墾
  - (エ) 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）
  - (オ) 水面の埋立て又は干拓
- (14) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下であるもの
- 3 国、県若しくは本市の機関又は規則で定める独立行政法人その他の法人（以下この項において「機関等」という。）が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該機関等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

（適用除外）

第5条 次に掲げる行為については、前条の規定は、適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

- (1) 高速自動車国道若しくは道路法（昭和27年法律第180号）による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道を除く。）とを連絡する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- (2) 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道（鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。）の造設（これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路（高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。）とを連絡する施設の造設を除く。）又は管理に係る行為
- (3) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
- (4) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (5) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項（同項第4号を除く。）に規定する業務に係る行為（前号に掲げるものを除く。）
- (6) 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為
- (7) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止工事の施行に係る行為
- (8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- (9) 森林法（昭和26年法律第249号）第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- (10) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (11) 森林法第5条に規定する地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為
- (12) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
- (13) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は

- 漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
- (14) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設（駅、操車場、車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）又は管理に係る行為
  - (15) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
  - (16) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
  - (17) 海岸法（昭和31年法律第101号）による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為
  - (18) 航路標識法（昭和24年法律第99号）による航路標識の設置又は管理に係る行為
  - (19) 港則法（昭和23年法律第174号）による信号所の設置又は管理に係る行為
  - (20) 航空法（昭和27年法律第231号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー又は通信設備の設置又は管理に係る行為
  - (21) 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
  - (22) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為
  - (23) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設（同条第6項の規定により同条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設とみなされた施設を含む。）に関する工事の施工又は港湾施設の管理に係る行為
  - (24) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
  - (25) 認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
  - (26) 放送法による基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
  - (27) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
  - (28) ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
  - (29) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
  - (30) 道路交通法（昭和35年法律第105号）による信号機の設置又は管理に係る行為
  - (31) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第143条第1項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の

保存に係る行為

- (32) 石川県文化財保護条例（昭和32年石川県条例第41号）第4条第1項の規定により指定された県指定有形文化財、同条例第26条第1項の規定により指定された県指定有形民俗文化財又は同条例第31条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (33) 金沢市文化財保護条例（昭和48年条例第8号）第5条第1項の規定により指定された有形文化財、有形民俗文化財、史跡、名勝又は天然記念物の保存に係る行為
- (34) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園又は公園施設の位置又は管理に係る行為
- (35) 自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業又は石川県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為
- (36) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項に規定する鉱物の掘採に係る行為
- (37) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第16条第1項に規定する原生自然環境保全地域に関する保全事業若しくは同法第24条第1項に規定する自然環境保全地域に関する保全事業又はふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年石川県条例第16号）第120条第1項に規定する保全事業の執行に係る行為

（許可の基準）

第6条 市長は、第4条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

(1) 建築物等の新築又は新設（以下「新築等」という。）

ア 仮設の建築物等

(ア) 当該建築物等の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ) 当該建築物等の規模及び形態が、新築等の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 地下に設ける建築物等については、当該建築物等の位置及び規模が、新築等の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ その他の建築物等

(ア) 建築物にあっては、当該建築物の高さが、別表(1)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表(2)欄に掲げる高さを超えないこと。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実に認められる場合においては、この限りでない。

(イ) 建築物にあっては、当該建築物の建築面積の敷地面積に対する割合（以下「遮蔽率」という。）が、別表(1)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表(3)欄に掲げる割合以下であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(ウ) 建築物にあっては、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面等」という。）から敷地境界線までの距離が、別表(1)欄に掲げる風致地区の種別ごとに、道路に接する部分にあっては同表(4)欄に掲げる距離、その他の部分にあっては同表(5)欄に掲げる距離以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(エ) 建築物にあっては、緑地面積（木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積として規則で定めるところにより算定した面積をいう。以下同じ。）の

建築物の敷地面積に対する割合が、別表(1)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表(6)欄に掲げる割合以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(オ) 建築物にあっては当該建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあっては当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、新築等の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、規則で定める基準に適合すること。

## (2) 建築物等の改築

ア 建築物にあっては、改築後の建築物の高さが、改築前の建築物の高さ（当該高さが別表(1)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表(2)欄に掲げる高さ以下である場合には、当該同欄に掲げる高さ）を超えないこと。

イ 建築物にあっては、改築後の緑地面積の建築物の敷地面積に対する割合が、別表(1)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表(6)欄に掲げる割合以上であること。第1号ウ(エ)ただし書の規定は、この場合について準用する。

ウ 建築物にあっては改築後の建築物の形態及び意匠が、工作物にあっては改築後の工作物の規模、形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、規則で定める基準に適合すること。

## (3) 建築物等の増築

### ア 仮設の建築物等

(ア) 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ) 増築後の建築物等の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 地下に設ける建築物等については、増築後の当該建築物等の位置及び規模が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

### ウ その他の建築物等

(ア) 建築物にあっては、当該増築部分の建築物の高さが、別表(1)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表(2)欄に掲げる高さを超えないこと。第1号ウ(ア)ただし書の規定は、この場合について準用する。

(イ) 建築物にあっては、増築後の建築物の建蔽率が、別表(1)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表(3)欄に掲げる割合以下であること。第1号ウ(イ)ただし書の規定は、この場合について準用する。

(ウ) 建築物にあっては、当該増築部分の壁面等から敷地境界線までの距離が、別表(1)欄に掲げる風致地区の種別ごとに、道路に接する部分にあっては同表(4)欄に掲げる距離、その他の部分にあっては同表(5)欄に掲げる距離以上であること。第1号ウ(ウ)ただし書の規定は、この場合について準用する。

(エ) 建築物にあっては、増築後の緑地面積の建築物の敷地面積に対する割合が、別表(1)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表(6)欄に掲げる割合以上であること。第1号ウ(エ)ただし書の規定は、この場合について準用する。

(オ) 建築物にあっては増築後の建築物の位置、形態及び意匠が、工作物にあっては増築後の工作物の規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、規則で定める基準に適合すること。

## (4) 建築物等の移転

- ア 建築物にあっては、移転後の建築物の壁面等から敷地境界線までの距離が、別表(1)欄に掲げる風致地区の種別ごとに、道路に接する部分にあっては同表(4)欄に掲げる距離、その他の部分にあっては同表(5)欄に掲げる距離以上であること。第1号ウ(ウ)ただし書の規定は、この場合について準用する。
- イ 建築物にあっては、移転後の緑地面積の建築物の敷地面積に対する割合が、別表(1)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表(6)欄に掲げる割合以上であること。第1号ウ(エ)ただし書の規定は、この場合について準用する。
- ウ 建築物にあっては移転後の建築物の位置が、工作物にあっては移転後の工作物の位置が、移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- (5) 宅地の造成等については、次に掲げる要件に該当するものであること。
- ア 緑地面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、別表(1)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表(6)欄に掲げる割合以上であること。第1号ウ(エ)ただし書の規定は、この場合について準用する。
- イ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ウ 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあっては、次に掲げる行為を伴わないこと。ただし、(ア)に掲げる行為については、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
- (ア) 5メートルの高さを超えて法を生ずる切土又は盛土
- (イ) 区域の面積が1ヘクタール以上である森林で、都市の風致の維持上特に重要であるものとして、市長があらかじめ、指定したものの伐採
- エ 1ヘクタール以下の宅地の造成等でウ(ア)に規定する切土又は盛土を伴うものにあっては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずる法が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。
- (6) 木竹の伐採については、木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。
- ア 第4条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採
- イ 森林の択伐
- ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐（前号ウ(イ)の森林に係るものを除く。）で、伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの
- エ 森林である土地の区域外における木竹の伐採
- (7) 土石の類の採取については、採取の方法が、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (8) 建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、規則で定める基準に適合すること。
- (9) 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。
- ア 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。
- イ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (10) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及び

その周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

- 2 第4条第1項の許可には、都市の風致の維持に必要な条件を付けることができる。この場合において、この条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(監督処分)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、この条例の規定によってした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付け、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者
- (3) 第4条第1項の許可に付けた条件に違反している者
- (4) 詐欺その他不正な手段により、第4条第1項の許可を受けた者

- 2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(立入検査等)

第8条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
- 3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(意見の聴取)

第9条 市長は、第3条の風致地区の種別の区域を定め、又は変更しようとするとき、第4条第1項の許可に関し必要があるときその他風致の維持に関する重要な事項について必要があるときは、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第46条に規定する金沢市景観審議会の意見を聴くことができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第11条 第7条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、500,000円以下の罰金に処する。

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した者
- (2) 第6条第2項の規定により許可に付けられた条件に違反した者



第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前2条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年石川県条例第21号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第4条、第6条関係）

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
第1種風致地区	8メートル	10分の2	3メートル	1.5メートル	10分の5
第2種風致地区	8メートル	10分の4	2メートル	1メートル	10分の3
第3種風致地区	10メートル	10分の4	2メートル	1メートル	10分の3
第4種風致地区	12メートル	10分の4	2メートル	1メートル	10分の3
第5種風致地区	15メートル	10分の4	2メートル	1メートル	10分の3